４．助成の流れ

相談

・　市役所（１階・高齢者福祉Ｇ）へご相談ください。

受診

・　医師意見書と保険証を持って、身体障害者手帳指定医師のいる耳鼻咽喉科を受診してください。
・　身体障害者手帳指定医師により補聴器が必要と認められた場合は意見書を記入してもらってください。（受診料、意見書作成料はご本人様の負担となります。）

見積り

・　医師の意見書を持って補聴器販売店にて補聴器の見積書をもらってください。（補聴器は管理医療機器として認定されたものに限ります。）

申請
決定

・　市役所へ申請してください。
・　内容を確認後、市から決定通知書と請求書兼口座振替依頼書をお送りします。

購入

・　決定通知書到着後、補聴器を購入し、原則３か月以内に請求書兼口座振替依頼書に領収書を添付して、市役所へ提出してください。

助成

・　助成金をご指定の口座に振り込みます。